

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

1 市の責務及び計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び岡山県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、新見市国民保護計画（以下「本計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、本計画を作成する。

(3) 計画に定める事項

本計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 計画の構成

本計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急処理事態における対処

資料編

3 計画の見直し、変更手続

(1) 計画の見直し

本計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

本計画の見直しに当たっては、新見市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 計画の変更手続

本計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づ

き、新見市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする(ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、新見市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は行わないものとする。)

第2章 国民保護措置に関する基本方針

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

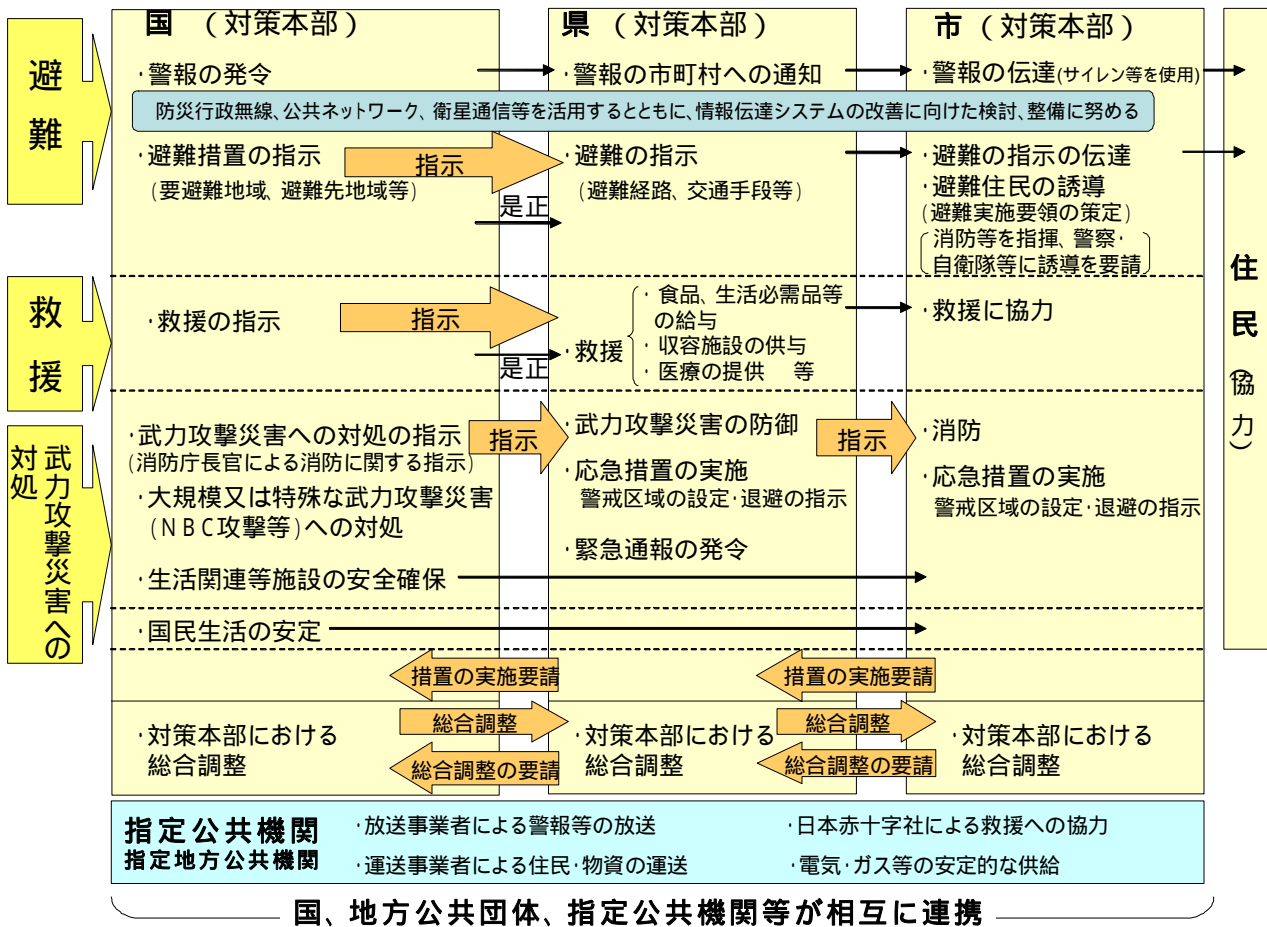
市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
新見市	<ol style="list-style-type: none"> 1 新見市国民保護計画の作成 2 新見市国民保護協議会の設置、運営 3 新見市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

第4章 市の地理的、社会的特徴

(1) 地形

新見市は、岡山県の最西北端、三大河川の一つである高梁川の源流域に位置し、北は中国山地の嶺線をもって鳥取県日野郡に接し、南は高梁市に、東は真庭市に、西は広島県庄原市に接して、総面積793.27km²（県総面積の11.2%）におよぶ広大な市域を有している。

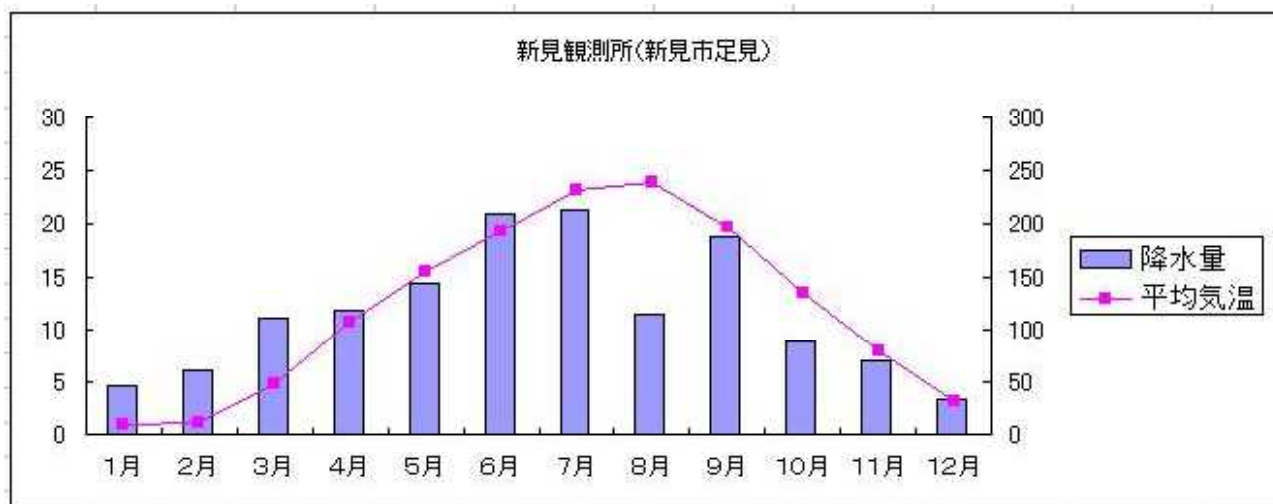
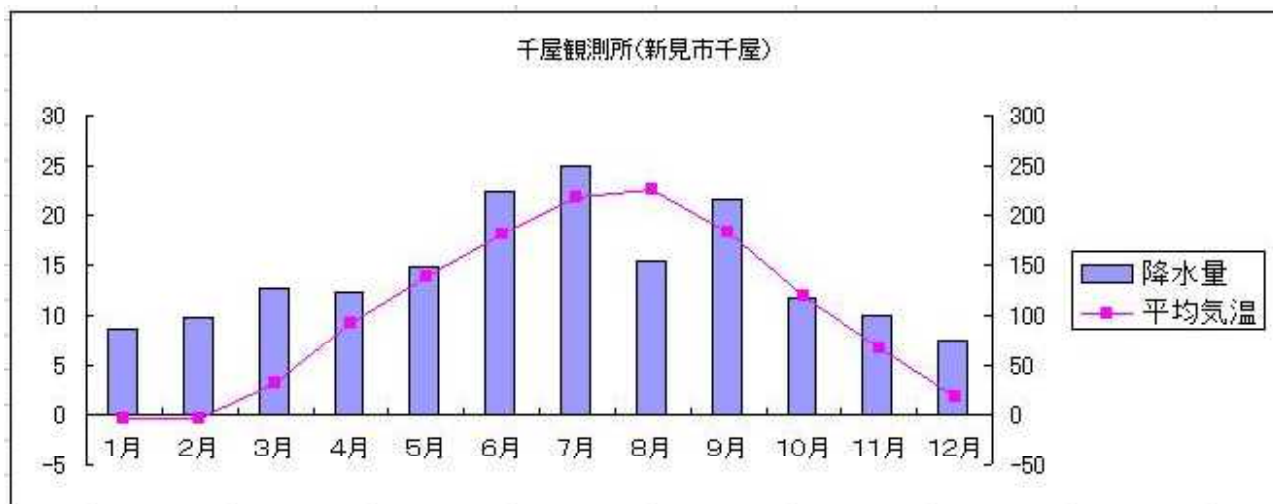
北部は1,000m級の山々が東西に連亘し、また、市内いたるところ山岳が起伏し、多くの溪谷がはしり、平坦地は極めて少ない。東南部一帯は、石灰岩地帯特有のカルスト地形を形成し、市内の86%は山林が占めている。

市内において、人々の生活、生産活動が行われているのは、標高170m～600mの範囲であり、地勢はおおむね急峻で傾斜地の多い地域である。

(2) 気候

北部山岳地帯は、日本海側気候で、冬期の間かなりの積雪をみるが、中部盆地及び南部丘陵地帯は、多少の差違はあるものの概して内陸型気候といわれ、温暖寡雨である。ただし、瀬戸内海沿岸に比べ気温はやや低く、雨量は若干多い。

年間平均気温は12 前後で、年間降雨量は1,400～1,700mmであり、市内の気象観測点における観測記録は、下図のとおりである。



(3) 人口分布

新見市の総人口は36,286人(住民基本台帳：平成18年6月末)である。

市の中央部に位置する新見、高尾、金谷、正田及び西方地区に人口が集中している。(市全体の32.1%)

(支局管内における世帯数・人口等)

(住民基本台帳：H18.6末)

	世帯数 (世帯)	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
新見支局管内	8,376	23,060	351.99	65.5
大佐支局管内	1,229	3,818	121.25	31.5
神郷支局管内	821	2,428	136.37	17.8
哲多支局管内	1,235	3,857	107.37	35.9
哲西支局管内	1,092	3,123	76.29	40.9
全 市 計	12,753	36,286	793.27	45.7

(大字別人口)

	世帯数	人口(ア)	65歳以上人口(イ)	イ/ア (%)
足立	78	170	92	54.1
井倉	190	573	196	34.2
石蟹	256	685	227	33.1
金谷	303	839	180	21.5
上市	376	1,100	298	27.1
上熊谷	335	1,013	367	36.2
唐松	425	1,176	395	33.6
草間	347	1,078	428	39.7
坂本	78	276	89	32.2
下熊谷	171	579	151	26.1
正田	505	1,411	318	22.5
菅生	275	887	339	38.2
高尾	1,085	2,752	760	27.6
足見	127	428	153	35.7
千屋	83	206	94	45.6
千屋井原	61	199	71	35.7
千屋実	159	405	187	46.2
千屋花見	83	240	103	42.9
土橋	115	356	131	36.8
豊永赤馬	109	318	145	45.6
豊永宇山	87	208	110	52.9
豊永佐伏	172	459	214	46.6
長屋	127	437	142	32.5

新見	1,709	4,348	1,389	31.9
西方	910	2,302	625	27.2
法曾	173	460	201	43.7
馬塚	47	155	52	33.5
新見支局管内計	8,376	23,060	7,457	32.3
大佐大井野	92	282	122	43.3
大佐小阪部	343	1,164	374	32.1
大佐上刑部	67	203	83	40.9
大佐小南	54	201	68	33.8
大佐田治部	290	825	274	33.2
大佐永富	279	823	241	29.2
大佐布瀬	104	320	117	36.6
大佐支局管内計	1,229	3,818	1,279	33.5
神郷釜村	155	466	184	39.5
神郷下神代	316	947	314	33.2
神郷高瀬	170	482	225	46.7
神郷油野	180	533	221	41.5
神郷支局管内計	821	2,428	944	38.9
哲多町老栄	68	213	71	33.3
哲多町大野	88	212	68	32.1
哲多町荻尾	61	183	59	32.2
哲多町蚊家	128	406	153	37.7
哲多町田淵	120	339	132	38.9
哲多町成松	139	496	117	23.6
哲多町花木	129	409	144	35.2
哲多町本郷	232	742	205	27.6
哲多町宮河内	106	337	117	34.7
哲多町矢戸	164	520	182	35.0
哲多支局管内計	1,235	3,857	1,248	32.4
哲西町大竹	71	284	68	23.9
哲西町大野部	188	501	204	40.7
哲西町上神代	278	809	318	39.3
哲西町畑木	149	440	149	33.9
哲西町八鳥	118	308	93	30.2
哲西町矢田	288	781	313	40.1
哲西支局管内計	1,092	3,123	1,145	36.7
市全体計	12,753	36,286	12,073	33.3

(4) 道路の位置

道路は、新見インターチェンジ、大佐スマートICにより、中国自動車道に接続し、岡山自

動車道・米子自動車道へ連絡している。また、南北に延びて本県高梁市及び鳥取県日野町に繋がっている国道180号、広島県庄原市に繋がる国道182号をはじめとし、主要地方道8路線、一般県道等により隣接市町村と連絡している。

区 分	名 称	備 考
広域高速網	中国自動車道	新見 I C 大佐スマート I C
国 道	国道180号	
	国道182号	
主要地方道	新見日南線	県道 8 号
	新見多里線	県道 1 1 号
	足立東城線	県道 1 2 号
	新見勝山線	県道 3 2 号
	新見川上線	県道 3 3 号
	北房井倉哲西線	県道 5 0 号
	北房川上線	県道 5 8 号
	長屋賀陽線	県道 7 8 号

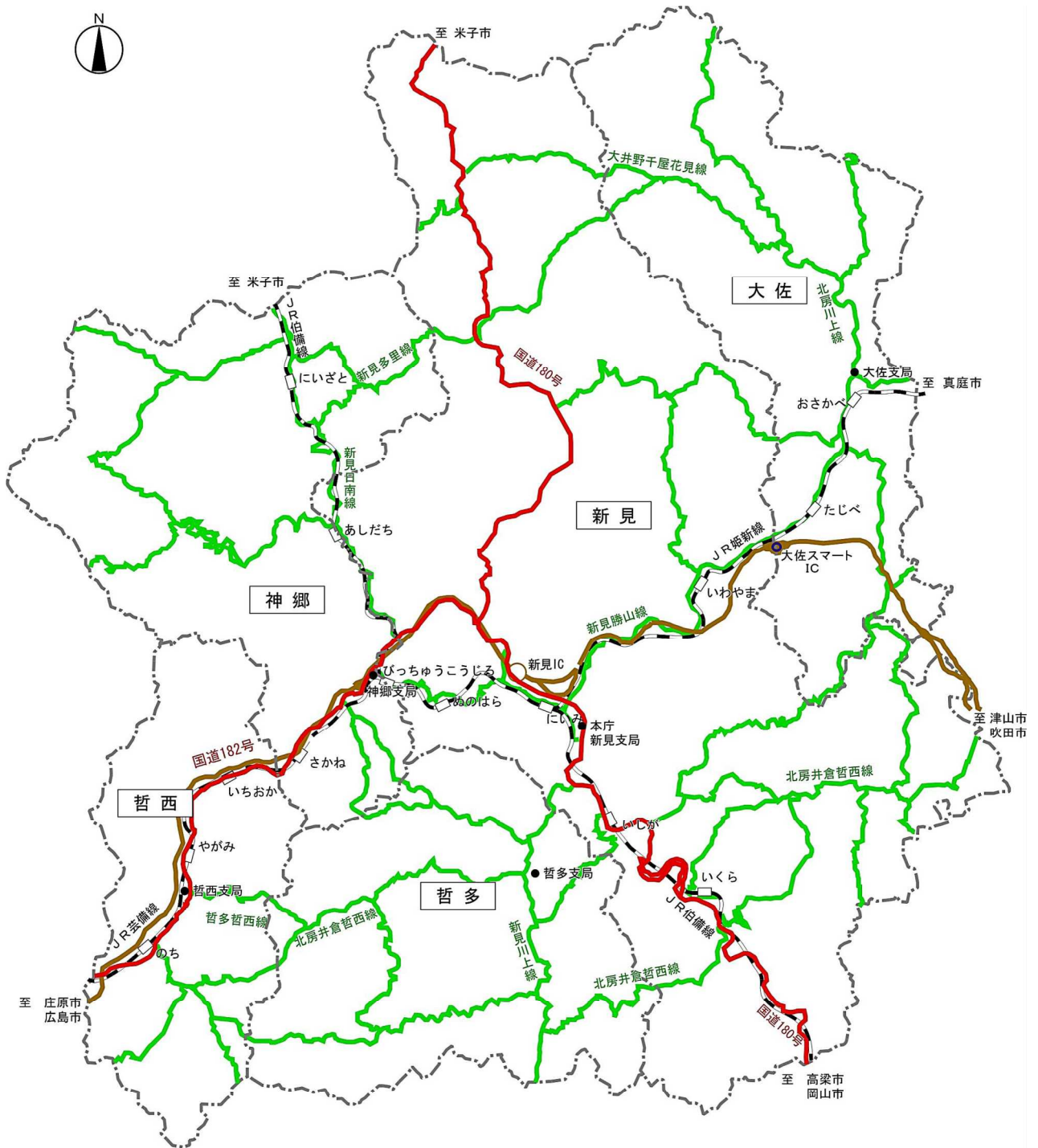
(5) 鉄道、空港等の位置

鉄道は、J R 伯備線（倉敷～米子）、J R 芸備線（備中神代～広島）及び J R 姫新線（新見～姫路）の3線が運行しており、市内に14の駅がある。（うち有人駅は新見駅のみ）

最寄りの主な空港・港湾は、岡山市に所在する岡山空港、岡山市に所在する岡山港、倉敷市に所在する水島港、玉野市に所在する宇野港及び鳥取県境港市境港である。

路線名	路線区間
J R 伯備線	～ 新郷 - 足立 - 備中神代 - 布原 - 新見 - 石蟹 - 井倉 ～
J R 芸備線	～ 野馳 - 矢神 - 市岡 - 坂根 - 備中神代（ - 布原 - 新見）
J R 姫新線	～ 新見 - 岩山 - 丹治部 - 刑部 ～

【新見市内の主要道路・鉄道等】



第5章 本計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態

本計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、「着上陸侵攻」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」の4類型が対象として想定されている。

【武力攻撃事態の類型】

<p>1 着上陸侵攻</p>	<p>特</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。 ・船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ・航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 <p>徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。
	<p>留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終了した後の復旧が重要な課題となる。
<p>2 ゲリラや特殊部隊による攻撃</p>	<p>特</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 ・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例

		<p>例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という）が使用される場合がある。</p>
	留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む）と都道府県、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊が連携し武力攻撃の態様に応じて攻撃当初は屋内に一時避難させその後関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、都道府県知事の緊急通報の発令、市町村長又は都道府県知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。
3 弾道ミサイル攻撃	特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 ・通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。
	留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。
4 航空攻撃	特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 ・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 ・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。
	留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措

置を実施する必要がある。

【NBC 攻撃の場合の対応】

核兵器等	<ul style="list-style-type: none">核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって 熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち 及び は、爆心地周辺において被害をもたらすが、の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実にいき、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。
生物兵器	<ul style="list-style-type: none">生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。生物剤による被害は使用される生物剤の特性特にヒトからヒトへの感染力ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、

	<p>二次感染により被害が拡大することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。
化学兵器	<ul style="list-style-type: none"> ・一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 ・このため、国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

2 緊急処理事態

本計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

- ア 原子力事業所等の破壊
- イ 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ウ 危険物積載船への攻撃
- エ ダムの破壊

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

- ア 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

- ア ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- エ 水源地に対する毒素等の混入

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

- ア 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- イ 弾道ミサイル等の飛来